

7 資格や計画などの認定・承認・指定制度

－ 法律に基づく事業計画の認定や、優れた企業・製品・技能の認定 －

【経営の安定、強化・革新を図る皆様へ】

◎中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認

中小企業者が新商品・新役務の開発や、新たな生産方式や販売方式の導入等、新たな取組によって経営力の向上を目指す場合、中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」を作成し、知事の承認を受けることにより、次の支援策が用意されています。

- 支援策：県・政府系金融機関の低利融資、信用保証協会の保証限度枠の別枠設定、中小企業投資育成株式会社法の特例、特許関係料金減免制度等
 - 申請時期：申請受付は随時行っています。
- ※支援策を利用するには、知事の承認とは別に各機関の個別審査が必要です。

－ 問い合わせ先 －
・群馬県産業経済部商政課創業・経営支援係 TEL 027-226-3339

◎群馬県中小企業モデル工場の指定

企画提案型企業又は開発型企業としての特色を有し、地域の中核企業としての活躍が期待される工場を「群馬県中小企業モデル工場」として指定し、中小企業経営の生きた実例として広く紹介するとともに、指定工場間の交流を図ります。

- 指定条件：次の6項目に該当すること
- ①中小企業支援法第2条第1号に該当するもの（ただし、製造業）であること。
（資本金3億円以下又は従業員300人以下の中小企業）
 - ②経営の合理化に熱意があり、独自の技術力を持つ企画提案型企業であること、又は、自社製品を持つ開発型企業であること。
 - ③経営者が、本制度の趣旨を理解し、かつ、協力的であること。
 - ④企業の収益性、安全性等経営成績が総合的に良好と判定されるものであること。
 - ⑤経営各部門にわたって管理が良好であり、かつ特色のある部門を持ち県内中小企業のモデルとするに足るものであること。
 - ⑥更新の場合にあっては、指定期間中における工場見学、資料紹介等、真にモデル工場としてふさわしい実績があること。

－ 問い合わせ先 －
・群馬県産業経済部工業振興課技術開発係 TEL 027-226-3352

【産学官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ】

◎ブロックゲージ、ノギス、マイクロメータのISO17025認定校正

長さ分野（一次元寸法測定器）の「ISO/IEC17025」の認定試験所である群馬産業技術センターにおいて、長さ計測の標準器であるブロックゲージやノギス、マイクロメータの認定校正を実施します。（群馬産業技術センターでは、認定校正機関としてJCSS、MRAロゴマーク付き校正証明書を発行します。このロゴマークが付いた証明書は、国際的に通用します。）

○費用：有料

--- 問い合わせ先 ---
・群馬産業技術センター計測係 TEL 027-290-3030

【県内に事業所・工場を立地する皆様へ】

◎企業立地促進法に基づく企業立地計画・事業高度化計画

企業立地促進法に基づく基本計画の対象となる地域・業種において、工場等の新設・増設や事業の高度化を行う事業者は、工場等の新設・増設の着手前に「企業立地計画」又は「事業高度化計画」を作成し、知事へ承認申請することができます。承認を受けた事業者は、条件に応じて各種特例措置を受けることができます。

○特例措置の主な内容

①地方税の課税特例（企業立地計画のみ）

集積区域内の一部市町村は、「企業立地計画」に定められた土地・建物に係る地方税（固定資産税）の課税特例（課税免除又は不均一課税）を実施します。

②中小企業者の立地等に対する低利融資

地域における中小企業者の企業立地及び事業高度化への取組みを支援するため、日本政策金融公庫が低利融資を行います。「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けた中小企業等が融資対象者となれます。

③その他

県融資制度の中小企業パワーアップ資金（P.7を参照）の融資対象者となれます。

○対象となる地域・業種

本県が国の同意を得た3基本計画（基盤技術・アナログ技術関連産業、医療健康・食品産業、環境・エネルギー関連産業）の本文及び対象となる地域・業種は、群馬県ホームページ「企業立地促進法に基づく群馬県の基本計画について」【<http://www.pref.gunma.jp/06/g0110055.html>】でご確認ください。

----- 問い合わせ先 -----

・群馬県産業経済部産業政策課企業誘致推進室誘致企画係

TEL 027-226-3326

【販路開拓・受注機会の拡大を目指す皆様へ】

◎ぐんま新商品購入推進事業～群馬のグッとアイテム～（新事業分野開拓事業者の認定）

県内に本社又は生産拠点を置く中小企業が開発した新規性が高い優れた新商品について、県が随意契約で購入できるようにして購入を推進するとともに、県ホームページ等でPRすることにより、新商品の市場への普及拡大を支援します。

○申請時期：募集は終了いたしました。（次年度は平成29年3月に募集予定）

○認定：平成28年6月下旬（予定）

--- 問い合わせ先 ---

・群馬県産業経済部工業振興課販路支援係 TEL 027-226-3359

【地場産業のパワーアップを目指す皆様へ】

◎県ふるさと伝統工芸品の指定及び伝統工芸士の認定

郷土の自然と暮らしの中で生まれ、受け継がれてきた伝統工芸品を「群馬県ふるさと伝統工芸品」に指定することにより、その名声を高め、伝統工芸品産業の振興を図ります。

また、指定を受けた群馬県ふるさと伝統工芸品の製造に従事している者のうち、高度の伝統技術・技法を保持する者を群馬県ふるさと伝統工芸士として認定し、その社会的評価を高め、伝統技術・技法の維持向上と技術習得意欲の高揚を図り、後継者の確保と工芸品の次代への継承につなげます。

－ 問い合わせ先

・群馬県産業経済部工業振興課地域産業係 TEL 027-226-3358

◎グッドデザインぐんま商品選定

優れたデザインの工業製品等をグッドデザインぐんま商品として選定し、展示会の開催、商品カタログなどを通じてPRします。

○申請時期：7月～9月（予定）

○選定：11月（予定）

○展示会：2月上旬（予定）

－ 問い合わせ先

・群馬県産業経済部工業振興課技術開発係 TEL 027-226-3352

・群馬県産業デザイン振興協議会事務局（群馬県産業経済部工業振興課技術開発係内）

【国際競争力の強化を図る皆様へ】

◎ブロックゲージ、ノギス、マイクロメータのISO17025認定校正
【産学官連携や新たな研究開発に取り組む皆様へ】を参照。(P101)

◎広域首都圏輸出製品技術支援センターにおける規格適合性評価試験サービス
海外規格に準拠した評価試験を実施します。

○費用：有料 ※試験の種類により料金が異なります。あらかじめお問い合わせください。

--- 問い合わせ先 ---

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| ・ (地独) 東京都立産業技術研究センター
輸出製品技術支援センター | TEL 03-5530-2126 |
| ・ 群馬産業技術センター企画管理係 | TEL 027-290-3030 |
| ・ 東毛産業技術センター技術支援係 | TEL 0276-40-5090 |

【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】

◎技能検定試験

働く人達の技能の程度を一定の基準によって検定し、その技能の程度を特級、1級、単一等級、2級及び3級に格付けして公証する国家検定制度です。合格者には、「技能士」の称号が与えられます。

- 受検資格：職業訓練歴や学歴により実務経験年数が定められています。
- 実施内容：学科試験及び実技試験
- 受検料：学科試験 3, 100円
実技試験 8, 700円～17, 900円

－ 問い合わせ先 －

- ・群馬県産業経済部産業人材育成課技能振興係 TEL 027-226-3414
- ・群馬県職業能力開発協会 TEL 0270-23-7761

◎ビジネス・キャリア検定試験

ビジネス・パーソンを対象とした、企業実務に即した専門的知識・能力を客観的に評価するための「公的資格試験」（能力評価試験）です。

- 試験のレベル：2級～3級
- 受検資格：資格制限なし
- 試験分野：人事・人材開発・労務管理、経理・財務管理、営業・マーケティング、生産管理、企業法務・総務、ロジスティクス、経営情報システム、経営戦略
- 受検料：2級 6, 800円、3級 5, 500円

－ 問い合わせ先 －

- ・中央職業能力開発協会 TEL 03-6758-2835

◎職業訓練指導員免許

職業能力開発促進法による普通課程の職業訓練を行う場合は、職業訓練指導員の免許を受けた者がいなければなりません。

- 免許取得方法：県が実施する職業訓練指導員試験等に合格するなどの方法で取得します。
なお、申請のみで取得できる場合もあります。
(工業高校等の普通教員免許所有者等)

－ 問い合わせ先 －

- ・群馬県産業経済部産業人材育成課技能振興係 TEL 027-226-3414

◎卓越した技能者（現代の名工）表彰

優秀技能者を厚生労働大臣が表彰します。

- 対象者：全国を通じて技能が最高水準にあり、他の模範となる優れた技能者
- 推薦方法：各市町村長、関係団体の推薦に基づき、県審査を経て厚生労働大臣へ推薦。
(直接国へ申請する自己推薦もあり)

－ 問い合わせ先 －

- ・群馬県産業経済部産業人材育成課技能振興係 TEL 027-226-3414

◎優秀技能者表彰

優秀な技能者等を県が表彰します。

(1) 群馬県優秀技能者表彰（ぐんまの名工）

○対象者：技能検定1級又は単一等級合格後、5年以上の実務経験があり、41歳以上の者現に職業に従事し、県内に居住又は就業しており県内業界の第一人者と目される者

○推薦方法：市町村、群馬県商工会連合会、県内各商工会議所、群馬県中小企業団体中央会、群馬県経営者協会、群馬県職業能力開発協会及び群馬県技能士会連合会が県へ推薦

(2) 群馬県若年優秀技能者表彰（ぐんま明日の名工）

○対象者：技能検定1級又は単一等級合格後、2年以上の実務経験があり、40歳以下の者全国規模の技能競技大会等に出場経験があり、現に職業に従事し、県内に居住又は就業しており、若年優秀技能者として、県や各種業界団体が行う技能者育成活動等に参画できる者

○推薦方法：市町村、群馬県商工会連合会、県内各商工会議所、群馬県中小企業団体中央会、群馬県経営者協会、群馬県職業能力開発協会及び群馬県技能士会連合会が県へ推薦

－ 問い合わせ先 －

・群馬県産業経済部産業人材育成課技能振興係 TEL 027-226-3414

◎複合技能認定

複数の技能を有する優れた技能者を「複合技能」として認定します。

○対象者：県内に在住または在勤し「2職種以上の1級、2級または単一等級の技能検定合格者」または「同一職種の2作業以上で、1級または単一等級の技能検定合格者」のいずれかに該当する方

○申請方法：所定の申請書に必要事項を記載し、技能検定合格証書の写しを添付して申請

－ 問い合わせ先 －

・群馬県産業経済部産業人材育成課技能振興係 TEL 027-226-3414

【労働環境の整備に取り組む皆様へ】

◎群馬県いきいきGカンパニー認証制度

育児・介護休業制度の利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、男性・女性を問わずすべての労働者が働きやすい職場環境づくりを推進する企業の取り組みを支援します。

群馬県いきいきGカンパニーとして認証された企業に対しては、認証書を交付し、取組実現に向け、様々な支援を行います。

- 対象者：県内に本社または事業所があり、県内で事業活動を行う企業、法人、団体
- 申請時期：随時
- 認証基準：育児休業制度等を対象とした両立支援の取組及び職場における女性の登用・活躍推進の取組等を宣言すること。他
- 支援：①公共工事や物品購入における入札参加資格での加点
②知事賞や奨励賞等の表彰
③県ホームページや冊子等での紹介によるイメージアップ
④日本政策金融公庫の低利融資利用

----- 問い合わせ先 -----
・群馬県産業経済部労働政策課女性・若者就職支援室 TEL 027-226-3404

◎次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度

行動計画に基づき次世代育成支援対策を推進した事業主は、一定の認定基準を満たす場合、都道府県労働局長への申請により、厚生労働大臣の「認定」を受けることができます。認定を受けた事業主は、「認定マーク（愛称：くるみん）」を求人票や広告等につけることができるようになり、子育てサポート企業であることを対外的に示すことができ、企業のイメージアップや、優秀な従業員の採用・定着が図られます。

さらに、認定を受けた事業主が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、「特例認定」を受けることができます。特例認定を受けた事業主には、「特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）」が付与されます。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬労働局雇用環境・均等室 TEL 027-896-4739

◎女性活躍推進法に基づく認定制度

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、平成28年4月1日から施行されている女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局長への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マーク（愛称：えるぼし）を求人票や広告等につけることができようになり、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や、企業イメージの向上等に繋がることが期待できます。

----- 問い合わせ先 -----
・群馬労働局雇用環境・均等室 TEL 027-896-4739